

広島市告示第509号
令和7年11月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名称	所在地	辞退年月日
紙屋町やなせ皮ふ科クリニック	広島市中区紙屋町二丁目3番20号3階301	令和7年12月27日